

都市再生特別措置法第62条第1項の規定に基づく
特例道路占用区域の指定(公示)

令和4年6月

国土交通省 北海道開発局

特例道路占用区域の指定(公示)

都市再生特別措置法第62条第1項の規定に基づき、特例道路占用区域を指定したので、同法第62条第3項の規定に基づき公示する。

1. 指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類

路線名	区分	住所・区間	設けることができる都市再生工作物等の種類
一般国道278号	歩道部	若松町18～20番 及び 松風町7～11番の区間	・食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の 通行者又は利用者の利便の増進に資するもの (都市再生特別措置法施行令第17条第2号)

詳細は別添図面に示すとおり

2. その他

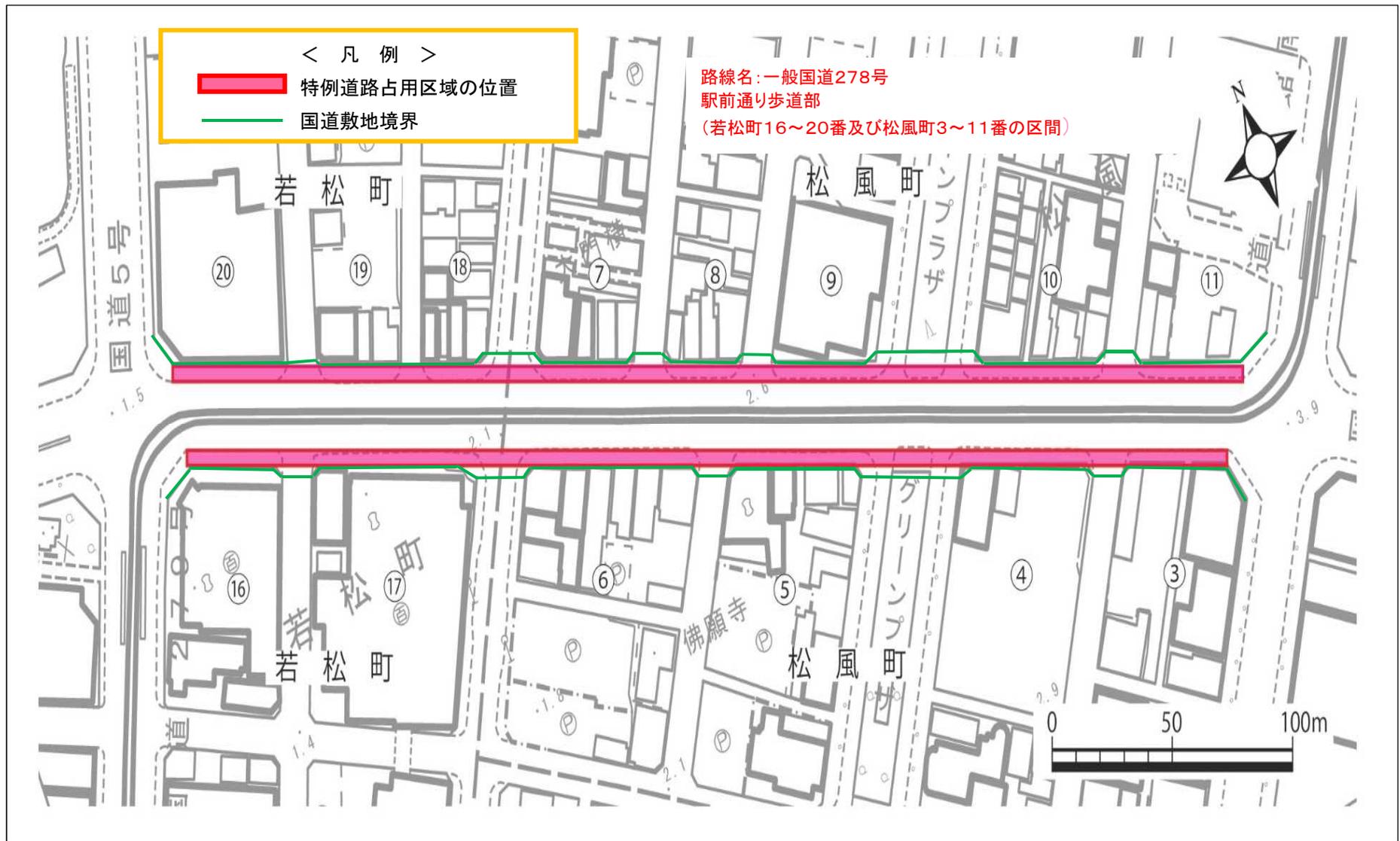
本公示は、都市再生特別措置法第46条第1項の規定に基づき、函館市が策定した「都市再生整備計画(函館駅前・大門地区)」の趣旨を鑑みて、道路管理者が定めるものである。

本公示に際しては、事前に函館市に意見照会を行うとともに、所管の警察署である北海道函館方面西警察署とも協議を実施した。

函館市への意見照会等の結果、本区域内に存する国道の外、道道及び市道においても道路占用許可の特例を活用したオープンカフェ等の社会実験を行うこととしており、函館市が主体となってその取りまとめを行うことから、本区域への占用主体の選定に係る提案の募集及び選定委員会による審議の手続きは省略する。

なお、特例道路占用区域における占用許可については、本公示とは別に、道路法第32条に基づく許可手続きを経るものである。

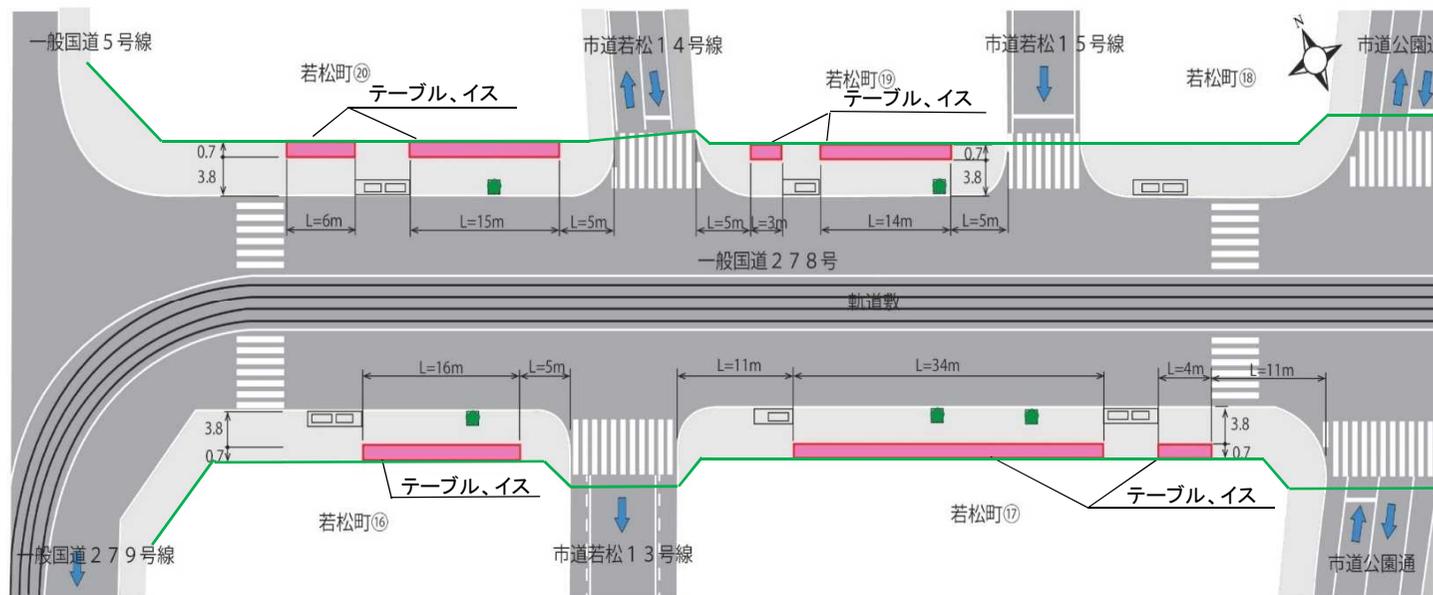
指定の区域及び施設等の種類(概要図)



指定の区域及び施設等の種類(詳細図1)

道路の区域内に設けられる施設等

- ・食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
(都市再生特別措置法施行令第17条第2号)



食事施設等

(用途によりレイアウトが変更される場合があります)

L=2,000



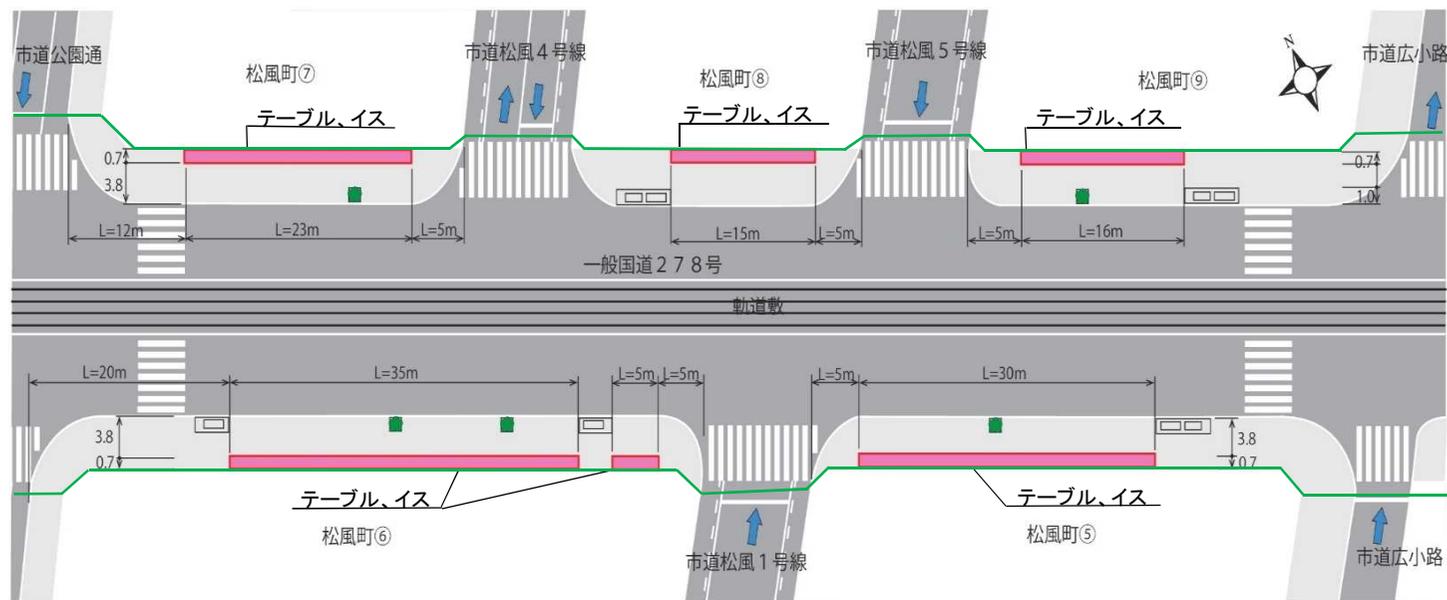
< 凡 例 >

- 特例道路占用区域のうち、物件を設置する箇所
- 国道敷地境界

指定の区域及び施設等の種類(詳細図2)

道路の区域内に設けられる施設等

- ・食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
(都市再生特別措置法施行令第17条第2号)



食事施設等

(用途によりレイアウトが変更される場合があります)

L=2,000



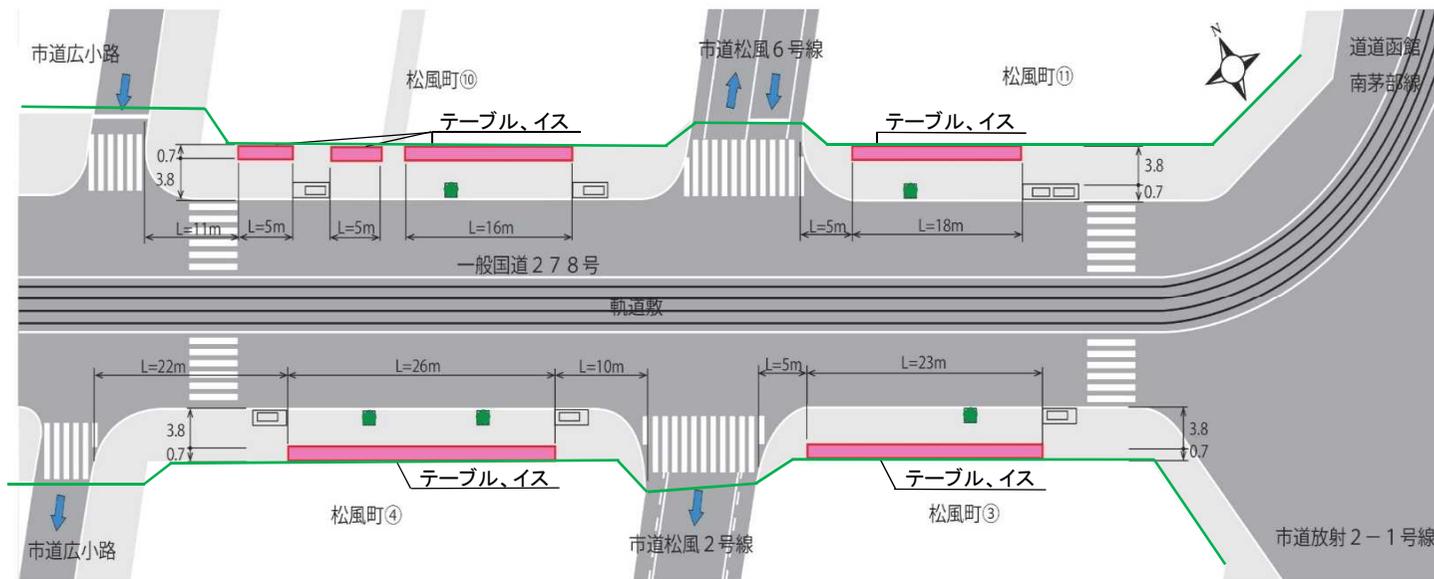
< 凡 例 >

- 特例道路占用区域のうち、物件を設置する箇所
- 国道敷地境界

指定の区域及び施設等の種類(詳細図3)

道路の区域内に設けられる施設等

- ・食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
(都市再生特別措置法施行令第17条第2号)



食事施設等

(用途によりレイアウトが変更される場合があります)

L=2,000



< 凡 例 >

- 特例道路占用区域のうち、物件を設置する箇所
- 国道敷地境界

<歩道断面図>

